

議案第五号

港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年二月十四日

提出者 港区長 武井雅昭

港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例

港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例（平成十一年港区条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「受けるとともに、その所有する自転車に住所及び氏名を明記するように努めなければ」を「受けなければ」に改める。

第十八条第二項を削る。

付 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(説明)

全ての自転車駐車場において一時利用を可能とするため、本案を提出いたします。